

議案第23号

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則（案）

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則（平成15年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「在学する学校の長（以下「校長」という。）を経て」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、申請書以外の書類の提出を求めることができる。

第7条第2項及び第3項を次のように改める。

2 委員会は、前項前段の規定による提出があったときは、申請者が在学する学校の長（以下「校長」という。）にその旨を通知するものとする。

3 校長は、前項の規定による通知があったときは、奨学生推薦書を作成し、委員会に提出するものとする。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、校長に対し、奨学生推薦書以外の書類の提出を求めることができる。

第7条第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による提出は、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と希望者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

第10条第3項中「校長を経て」を削る。

附 則

この規則は、令和5年11月10日から施行する。

制 定 理 由

奨学金の申請を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとすること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則</p> <p>第1条～第6条 略 (奨学金の申請)</p> <p>第7条 条例第4条の規定により、希望者は、奨学資金支給申請書(以下「申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。<u>この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に対し、申請書以外の書類の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>2 委員会は、前項前段の規定による提出があったときは、申請者が在学する学校の長(以下「校長」という。)にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 校長は、前項の規定による通知があったときは、奨学生推薦書を作成し、委員会に提出するものとする。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、校長に対し、奨学生推薦書以外の書類の提出を求めることができる。</u> (削る)</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による提出は、電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機と希望者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>5 申請書の受付期間は、入学支度金及び学年資金のそれぞれについて、委員会が毎年定めるものとする。ただし、緊急採用においては同一年度の2月末までとする。</u></p> <p>第8条～第9条 略</p>	<p>川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則</p> <p>第1条～第6条 略 (奨学金の申請)</p> <p>第7条 条例第4条の規定により、希望者は、奨学資金支給申請書(以下「申請書」という。)を<u>在学する学校の長(以下「校長」という。)</u>を経て委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2 校長は、前項の申請があった場合は、奨学生推薦書を作成し、当該申請書とともに委員会に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 委員会は、必要があると認めるときは、前2項に掲げる以外の書類の提出を求めることができる。</u> (新規)</p> <p><u>4 申請書の受付期間は、入学支度金及び学年資金のそれぞれについて、委員会が毎年定めるものとする。ただし、緊急採用においては同一年度の2月末までとする。</u></p> <p>第8条～第9条 略</p>

改正後	改正前
<p>(誓約書の提出)</p> <p>第10条 第8条第1項の通知を受けた者は、同条第2項の届出の際に、委員会に誓約書を提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、第8条第1項の通知を受けた者が前項の誓約書を提出しないときは、奨学生として決定しないことができる。</p> <p>3 学年資金の奨学生は、前条の通知を受けた日から委員会が指定する期間内に、委員会に誓約書を提出しなければならない。</p> <p>4 委員会は、学年資金の奨学生が前項の誓約書を提出しないときは、奨学生の決定を取り消すことができる。</p> <p>第11条～第14条 略</p>	<p>(誓約書の提出)</p> <p>第10条 第8条第1項の通知を受けた者は、同条第2項の届出の際に、委員会に誓約書を提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、第8条第1項の通知を受けた者が前項の誓約書を提出しないときは、奨学生として決定しないことができる。</p> <p>3 学年資金の奨学生は、前条の通知を受けた日から委員会が指定する期間内に、<u>校長を経て</u>委員会に誓約書を提出しなければならない。</p> <p>4 委員会は、学年資金の奨学生が前項の誓約書を提出しないときは、奨学生の決定を取り消すことができる。</p> <p>第11条～第14条 略</p>